

事務連絡
令和2年10月12日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和2年台風第14号による災害による被災者に
係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の令和2年台風第14号により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われれます。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要ですが、今後、避難所等の生活が予想されることから、必要な継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

つきましては、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、妊婦健康診査の取扱いについては、別紙のとおりとなりますので、ご承知置きください。なお、乳幼児健康診査について、集団健診ではなく医療機関に委託して健診を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

都道府県におかれては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願いいたします。なお、別添のとおり、関係団体あてに事務連絡を送付していることを申し添えます。

妊婦健康診査の取扱いについて

1 対象者

令和2年台風第14号による災害救助法の適用を受けた地域の妊婦

2 適用に係る取り扱いについて

- (1) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦については、妊婦からの申し出があった場合には、妊婦健康診査が受診できるよう避難先自治体の妊婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。
- (2) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地被災地自治体における対応となること。
- (3) 災害救助法の適用を受けていない地域の妊婦が他の自治体へ移動した場合は、上記(1)の取扱いにはならないこと。

以上